

一宮市告示第441号

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、別紙のとおり令和7年度軽自動車税種別割納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和7年9月24日

一宮市長 中野 正康

No. 3155

令和 7年度 軽自動車税 納期変更 連絡票

作成日付：令和 7年 9月18日
1 頁

[illegible]